

播磨臨海地域道路(第二神明～広畑)都市計画に係る説明会 説明内容

スライド3

- ・播磨臨海地域道路は、播磨臨海地域を東西に結ぶ新たな高規格道路で、全体計画は、神戸市から太子町までの約50kmとなります。
- ・この内、神戸市西区の第二神明道路から姫路市広畑までの約32kmの区間について、現在、都市計画及び環境影響評価手続を進めています。

スライド4

- ・ジャンクションとインターチェンジについて、ご説明いたします。
- ・播磨臨海地域道路は第二神明道路に接続する明石西JCTを起点とし、加古川JCTで国道2号バイパスの姫路方面と、姫路JCTで国道2号バイパスの神戸、岡山の両方面と播但連絡道路に接続します。
- ・インターチェンジにつきましては、計13箇所計画しており、姫路市域においては大塩インターチェンジ、白浜北インターチェンジ、白浜インターチェンジ、飾磨インターチェンジ、飾磨西インターチェンジ、広畑インターチェンジの6つのインターチェンジを計画しています。
- ・なお、ジャンクションとインターチェンジの名称はすべて仮称で、正式な名称は、今後、事業実施段階で検討することになります。

スライド5

- ・播磨臨海地域道路の計画概要です。
- ・起点は神戸市西区の明石西ジャンクション、終点は姫路市広畑の広畑インターチェンジとなります。
- ・延長は約32km。
- ・道路区分は、第2種第1級の自動車専用道路。
- ・本線の設計速度は80km/h。
- ・道路構造は、主に橋梁構造ですが、一部区間で、土工やトンネル区間があります。
- ・車線数は片側2車線の4車線。
- ・1車線あたりの車線幅は3.5mで、標準幅員は18.75mとなります。

スライド 7

- ・ 手続の流れについて、ご説明いたします。
- ・ こちらのフロー図は、左側に「都市計画手続を含む、道路計画の検討」、右側に「環境影響評価手続」の流れを示しています。

【道路計画の検討】

- ・ 平成 25 年から平成 28 年にかけて国土交通省が「優先区間の絞り込み手続」を行い、緊急性が高く、整備を優先的に取り組む区間を検討し、「第二神明道路から姫路市広畑」までの区間を、「当面、都市計画及び環境影響評価を進める区間」に決定しました。
- ・ その後、平成 28 年から令和 2 年にかけて国土交通省が「計画段階評価手続」を行い、複数案の比較・評価を行うとともに、事業の必要性及び事業内容の妥当性を検証し、概略ルートを 4 つの案から、内陸・加古川ルートに決定しました。

【環境影響評価手続】

- ・ 計画段階評価手続と並行して、国土交通省により、環境影響評価手続が進められ、事業の早い段階で環境への配慮事項をとりまとめた、「配慮書」が作成されました。
- ・ その後、県が、令和 3 年 7 月に、調査、予測、評価の項目と手法をまとめた「方法書」を公告・縦覧しました。
- ・ 方法書の手続では、住民説明会を開催し、地域の皆様からご意見をいただいています。

スライド 8

【道路計画の検討】

- ・ 令和 4 年 11 月に国土交通省から都市計画素案の基となる、ルート計画案が、兵庫県と神戸市に手交されました。
- ・ それを踏まえて県と沿線市町が連携し、国土交通省の協力を得ながら、都市計画の検討を進めてまいりました。
- ・ 現在は、都市計画の案を作成するため、皆様のご意見をお伺いしている段階で、昨年 11 月～12 月にかけて、播磨臨海地域道路のルートや本線の構造についての説明会を 5 市 1 町で計 32 回開催いたしました。
- ・ 本日は、インターチェンジに繋がるアクセス道路や関連都市計画施設についてご説明させていただきます。

【環境影響評価手続】

- ・ 現在、調査、予測、評価の結果と環境保全措置を取りまとめた、「準備書」を作成中です。「準備書」につきましては、時期は未定ですが、今後、縦覧期間中に、別途説明会を開催する予定です。

スライド 9

- ・播磨臨海地域道路の都市計画で定める事項は、都市施設の種類、名称、位置、区域等でご覧のとおりとなります。
- ・区域については、素案の段階ですが、会場に掲示している、縮尺 2,500 分の 1 の計画図で示す範囲となります。

スライド 11

- ・アクセス道路について、ご説明いたします。
- ・市役所会場ではチラシに記載している、すべてのアクセス道路、14 路線をご説明いたします。
(東部地域：アクセス道路 9 路線を説明)
(中央地域：アクセス道路 4 路線を説明)
(西部地域：アクセス道路 3 路線を説明)

スライド 12

- ・伊保インターチェンジと大塩インターチェンジを結ぶ、高須松村線と海岸線、及び、大塩曽根線について、ご説明いたします。
- ・伊保インターチェンジと大塩インターチェンジは、共にーフインターチェンジとなります。伊保インターチェンジが東方向に対応しており、神戸方面と往来することができます。一方、大塩インターチェンジは西方向に対応しており、広畑方面と往来することができます。
- ・なお、今回スクリーンでお示ししている播磨臨海地域道路のルートについては、昨年の説明会でお示したものと同じで、ルートが確定したわけではありません。

スライド 13

- ・高須松村線について、ご説明いたします。
- ・伊保インターチェンジと高須松村線の位置関係はご覧のとおりとなります。

スライド 14

- ・高須松村線の都市計画で定める事項は、ご覧のとおりで、赤色で示す、名称、区域、車線数、幅員を変更します。

スライド 15

- ・高須松村線の都市計画区域について、ご説明いたします。
- ・まず初めに、図面の着色について、ご説明します。
- ・青色が現在の都市計画区域、赤色が今回追加する都市計画区域、黄色が今回削除する都市計画区域となります。
- ・高須松村線については、計画交通量にあわせて、車線数を4車線の計画から2車線の計画に変更します。
- ・また、播磨臨海地域道路の計画に伴い、道路線形等も変更します。
- ・東側から区間1、区間2、区間3の順で、拡大した平面図と横断図を用いて、ご説明いたします。

スライド 16

- ・伊保インターチェンジ付近の区間1です。
- ・本区間は車線数を4車線の計画から2車線の計画に縮小することに伴い、南側の区域を削除します。
- ・北側については、高須松村線の区域としては不要となりますが、播磨臨海地域道路の区域として、青色の現在の都市計画区域が残ることとなります。

スライド 17

- ・伊保インターチェンジを南側から見たイメージ図となります。

スライド 18

- ・伊保インターチェンジが接続する交差点を西側から見たイメージ図となります。

スライド 19

- ・松村川の東側の区間2です。
- ・本区間も松村川の東側付近までは、区間1と同様に、南側の区域を削除し、北側の区域は、高須松村線の区域としては不要となりますが、播磨臨海地域道路の区域として残ることとなります。
- ・また、松村川の西側付近は、道路線形の変更により、南側の区域が広がります。

スライド 20

- ・松村川付近を東側から見たイメージ図となります。

スライド 21

- ・天川の東側の区間 3 です。
- ・本区間は、天川を越える橋梁を計画しており、高須松村線周辺の土地利用を踏まえ、本線の両側に副道を計画しています。
- ・都市計画区域については、断面 1 の位置では切土を伴うため区域が両側に広がります。
- ・断面 2 の位置では道路線形の変更により、北側の区域を削除し、南側の区域は、高須松村線の区域としては不要となりますが、播磨臨海地域道路の区域として残ることになります。
- ・なお、天川から西側については、海岸線として計画しています。

スライド 22

- ・天川の東側のイメージ図となります。

スライド 23

- ・高須松村線を東側から見たイメージ図となります。

スライド 24

- ・天川の手前付近を拡大したイメージ図となります。

スライド 25

- ・海岸線について、ご説明いたします。
- ・大塩インターチェンジと海岸線の位置関係はご覧のとおりとなります。

スライド 26

- ・海岸線の都市計画で定める事項は、ご覧のとおりで、赤色で示す、区域と本区間では車線数を変更します。

スライド 27

- ・海岸線の都市計画区域について、ご説明いたします。
- ・海岸線についても、高須松村線と同様、計画交通量にあわせて、本区間の車線数を 4 車線の計画から 2 車線の計画に変更し、道路線形等も変更します。
- ・東側から区間 1、区間 2、区間 3 の順で、拡大した平面図と横断図を用いてご説明いたします。

スライド 28

- ・天川の西側の区間 1 です。
- ・本区間は、高須松村線から橋梁で繋がる区間となります。高須松村線と同様に海岸線周辺の土地利用を踏まえて、本線の両側に副道を計画しています。
- ・都市計画区域については、道路線形等の変更により北側の区域を削除します。

スライド 29

- ・天川付近から西側を見たイメージ図となります。
- ・天川を越えて、本線の両側に副道を計画しています。

スライド 30

- ・広畑方面から天川付近を見たイメージ図となります。

スライド 31

- ・天川付近を拡大したイメージ図となります。

スライド 32

- ・天川付近のイメージ図となります。
- ・本線に沿って両側に副道を計画しています。

スライド 33

- ・姫路大学付近の区間 2 です。
- ・こちらの区間は、北側の区域を削除します。
- ・南側については、区間 1 と同様に、海岸線の区域としては不要となりますが、播磨臨海地域道路の区域として残ることとなります。

スライド 34

- ・姫路大学前のイメージ図となります。

スライド 35

- ・大塩インターチェンジ付近の区間 3 です。
- ・歩道については、基本的には青色の現在の都市計画区域内の両端に計画していますが、大塩インターチェンジ付近は歩行者導線を確保するため、一部、インターチェンジの外側に歩道を切り回す計画としています。そのため、歩道区域として赤色の区域を追加します。

スライド 36

- ・大塩インターチェンジの出入口付近のイメージ図となります。
- ・海岸線と、広畑方面に対応した大塩インターチェンジが接続しています。

スライド 37

- ・大塩曽根線について、ご説明いたします。
- ・大塩インターチェンジと大塩曽根線の位置関係はご覧のとおりとなります。

スライド 38

- ・大塩曽根線の都市計画で定める事項は、ご覧のとおりで、赤色で示す、区域を変更します。

スライド 39

- ・大塩曽根線の都市計画区域について、ご説明いたします。
- ・大塩曽根線は海岸線が南側にシフトすることに伴い、起点位置を約 4m 南側に変更します。
- ・これにより、海岸線の現在の区域の一部が、大塩曽根線の区域となります。
- ・なお、幅員等の変更はございません。

スライド 40

- ・大塩曽根線の計画のイメージ図となります。

スライド 41

- ・白浜北インターチェンジに繋がる海岸線と戎東線について、ご説明いたします。
- ・なお、白浜北インターチェンジはハーフインターチェンジで東方向に対応しており、神戸方面と往来することができます。

スライド 42

- ・海岸線について、ご説明いたします。
- ・白浜北インターチェンジと海岸線の位置関係はご覧のとおりとなります。

スライド 43

- ・海岸線の都市計画で定める事項は、ご覧のとおりで、赤色で示す、区域と本区間の一部においては車線数を変更します。

スライド 44

- ・海岸線の都市計画区域について、ご説明いたします。
- ・海岸線については、白浜北インターチェンジを道路の中央部に接続させるため、道路線形等を変更します。これに伴い、南側、図面の下側に区域を拡大します。
- ・また、計画交通量にあわせて、一部区間において、車線数を4車線の計画から2車線の計画に変更します。
- ・東側から区間1、区間2、区間3の順で、拡大した平面図と横断図を用いてご説明いたします。

スライド 45

- ・八家川の西側の区間1です。
- ・本区間は、現道の機能を確保しつつ、線形を変更することにより、南側に区域が広がります。なお、八家川から東側については、変更はございません。
- ・現道の機能を確保するため、副道を計画しています。
- ・海岸線の高架部分の両側に副道を計画しています。

スライド 46

- ・八家川から西側を見たイメージ図となります。

スライド 47

- ・戒東線との交差点付近のイメージ図となります。
- ・白浜北インターチェンジの両側に海岸線を計画しています。

スライド 48

- ・ 区間 2 です。
- ・ 本区間は車線数を 4 車線の計画から 2 車線の計画に縮小しますが、白浜北インターチェンジを海岸線の中央に計画するため、区域が南側に広がります。

スライド 49

- ・ 白浜北インターチェンジのランプを西側から見たイメージ図となります。
- ・ 中央にインターチェンジの出入口があり、その両側に海岸線を計画しています。

スライド 50

- ・ 区間 3 です。
- ・ 断面 1 の位置では、先ほどまでと同様にインターチェンジの設置に伴い、南側に区域が広がります。その後、西側に向かって現道に擦り付けていくため、灘南部交差点付近の断面 2 の位置では現況幅と同じで、区域の追加等はありません。

スライド 51

- ・ 白浜北インターチェンジのランプから西側を見たイメージ図となります。
- ・ インターチェンジの出入口から西側に向かって現道に擦り付けていきます。

スライド 52

- ・ 戎東線について、ご説明いたします。
- ・ 白浜北インターチェンジと戎東線の位置関係はご覧のとおりとなります。

スライド 53

- ・ 戎東線の都市計画で定める事項は、ご覧のとおりで、赤色で示す、区域を変更します。

スライド 54

- ・ 戎東線の都市計画区域について、ご説明いたします。
- ・ 戎東線は海岸線の区域が南側に広がることに伴い、起点位置を約 20m 南側に変更します。
- ・ なお、幅員等の変更はありません。

スライド 55

- ・ 戎東線の起点付近のイメージ図となります。

スライド 56

- ・白浜インターチェンジに繋がる戎西線と海岸線について、ご説明いたします。
- ・なお、白浜インターチェンジはーフインターチェンジで西方向に対応しており、広畑方面と往來することができます。

スライド 57

- ・戎西線について、ご説明いたします。
- ・白浜インターチェンジと戎西線の位置関係はご覧のとおりとなります。

スライド 58

- ・戎西線の都市計画で定める事項は、ご覧のとおりで、区域を含め、都市計画の変更はございません。

スライド 59

- ・戎西線につきましては、白浜インターチェンジに接続する交差点を新たに設置します。
- ・なお、青色の現在の都市計画区域内で改良が可能なため、都市計画区域の変更はございません。

スライド 60

- ・新たに設置する交差点付近のイメージ図となります。

スライド 61

- ・海岸線について、ご説明いたします。
- ・白浜インターチェンジと海岸線の位置関係はご覧のとおりとなります。

スライド 62

- ・海岸線の都市計画で定める事項は、ご覧のとおりで、こちらも区域を含め、都市計画の変更はございません。

スライド 63

- ・海岸線につきましては、インターチェンジに向かう交通量の増加に対応するため、右折車線の滞留長を延伸します。
- ・なお、青色の現在の都市計画区域内で改良が可能なため、都市計画区域の変更はございません。

スライド 64

- ・海岸線の計画のイメージ図となります。

スライド 65

- ・飾磨インターチェンジに繋がる辰巳線と海岸線について、ご説明いたします。
- ・なお、飾磨インターチェンジはフルインターチェンジで東西方向に対応しており、神戸、広畑の両方面と往来することができます。

スライド 66

- ・辰巳線について、ご説明いたします。
- ・飾磨インターチェンジと辰巳線の位置関係はご覧のとおりとなります。

スライド 67

- ・辰巳線の都市計画で定める事項は、ご覧のとおりで、赤色で示す、区域を変更します。

スライド 68

- ・辰巳線の都市計画区域について、ご説明いたします。
- ・辰巳線につきましては、飾磨インターチェンジに接続するため、南行き右折車線を新たに計画しています。
- ・これに伴い、両側に都市計画区域が広がります。

スライド 69

- ・新たに設置する交差点付近のイメージ図となります。

スライド 70

- ・海岸線について、ご説明いたします。
- ・飾磨インターチェンジと海岸線の位置関係はご覧のとおりとなります。

スライド 71

- ・海岸線の都市計画で定める事項は、ご覧のとおりで、区域を含め、都市計画の変更はございません。

スライド 72

- ・海岸線につきましては、インターチェンジに向かう交通量の増加に対応するため、右折車線の滞留長を延伸します。
- ・なお、青色の現在の都市計画区域内で改良が可能なため、都市計画区域の変更はございません。

スライド 73

- ・海岸線の計画のイメージ図となります。

スライド 74

- ・飾磨西インターチェンジに繋がる飾磨西インター線と海岸線について、ご説明いたします。
- ・なお、飾磨西インターチェンジはフルインターチェンジで東西方向に対応しており、神戸、広畑の両方面と往来することができます。

スライド 75

- ・飾磨西インター線について、ご説明いたします。
- ・飾磨西インターチェンジと飾磨西インター線の位置関係はご覧のとおりとなります。

スライド 76

- ・飾磨西インター線は播磨臨海地域道路と合わせて、新たに都市計画決定します。
- ・なお、飾磨西インター線の都市計画で定める事項は、ご覧のとおりです。

スライド 77

- ・飾磨西インター線につきましては、現在の臨港道路を改良する計画で、飾磨西インターチェンジに接続する交差点を新たに計画し、その交差点から海岸線までの区間を4車線で都市計画決定します。
- ・なお、現状の臨港道路は高架構造となっていますが、播磨臨海地域道路と交差することから、平面化する計画となります。

スライド 78

- ・飾磨西インター線のイメージ図となります。
- ・臨港道路を平面化したうえで、飾磨西インターチェンジとの交差点を設置します。

スライド 79

- ・新たに設置する交差点付近を西側から見たイメージ図となります。

スライド 80

- ・海岸線について、ご説明いたします。
- ・飾磨西インターチェンジと海岸線の位置関係はご覧のとおりとなります。

スライド 81

- ・海岸線の都市計画で定める事項は、ご覧のとおりで、区域を含め、都市計画の変更はございません。

スライド 82

- ・海岸線につきましては、インターチェンジに向かう交通量の増加に対応するため、右折車線の滞留長を延伸します。
- ・なお、青色の現在の都市計画区域内で改良が可能なため、都市計画区域の変更はございません。

スライド 83

- ・海岸線の計画のイメージ図となります。

スライド 84

- ・広畑インターチェンジに繋がる広畑インター線と西門線、海岸線について、ご説明いたします。
- ・なお、広畑インターチェンジは、ハーフインターチェンジで東方向に対応しており、神戸方面と往來することができます。

スライド 85

- ・広畑インター線について、ご説明いたします。
- ・広畑インターチェンジと広畑インター線の位置関係はご覧のとおりとなります。

スライド 86

- ・広畑インター線は播磨臨海地域道路と合わせて、新たに都市計画決定します。
- ・なお、広畑インター線の都市計画で定める事項は、ご覧のとおりです。

スライド 87

- ・広畑インター線の都市計画区域について、ご説明いたします。
- ・広畑インター線につきましては、現在の市道を改良する計画で、インターチェンジの設置に伴う交通量の増加に対応するため、4車線で都市計画決定します。
- ・4車線に改良するため、南側、水路側に道路を拡幅します。なお、歩道は北側に設置する計画です。

スライド 88

- ・広畑インター線の計画のイメージ図となります。

スライド 89

- ・西門線について、ご説明いたします。
- ・広畑インターチェンジと西門線の位置関係はご覧のとおりとなります。

スライド 90

- ・西門線の都市計画で定める事項は、ご覧のとおりで、本区間では、赤色で示す、区域、車線数、幅員を変更します。

スライド 91

- ・西門線につきましては、現在の市道を改良する計画で、広畑インターチェンジの設置に伴う交通量の増加に対応するため、現在の2車線から4車線に変更する計画です。それに伴い、両側に都市計画区域が広がります。
- ・また、新たに広畑インター線を都市計画決定することから、起点位置を約10m南側に変更します。

スライド 92

- ・西門線の計画のイメージ図となります。

スライド 93

- ・海岸線について、ご説明いたします。
- ・広畑インターチェンジと海岸線の位置関係はご覧のとおりとなります。

スライド 94

- ・海岸線の都市計画で定める事項は、ご覧のとおりで、赤色で示す、区域と一部区間において車線数を変更します。

スライド 95

- ・海岸線の都市計画区域について、ご説明いたします。
- ・海岸線については、計画交通量にあわせて、一部区間において、車線数を2車線の計画から4車線の計画に変更します。
- ・東側から区間1、区間2、区間3の順で、拡大した平面図と横断図を用いて、ご説明いたします。

スライド 96

- ・東側の区間1です。
- ・交差点の東側は、交差点の西側区間の拡幅に伴う擦り付け区間となります。
- ・交差点の東側の断面1の位置から西側に向けて、南側へ一部区域を拡幅する計画です。

スライド 97

- ・正門四丁目交差点の東側から、西側を見たイメージ図となります。
- ・正門四丁目交差点から岡山方面に向けて4車線の計画に変更します。

スライド 98

- ・正門四丁目交差点の西側の区間2です。
- ・こちらの区間は車線数を2車線の計画から4車線の計画に変更することに伴い、南側に区域が広がります。なお、幅員は現況の18mから25mに広げる計画となります。

スライド 99

- ・吾妻二丁目交差点の西側の区間3です。
- ・こちらの区間は吾妻二丁目交差点から吾妻三丁目交差点までの間に東行きの右折車線を設置することなどに伴い、南側に区域が広がります。
- ・また、吾妻三丁目交差点から汐入川までの区間で現況断面の2車線に擦り付けていきます。
- ・吾妻三丁目交差点の西側で現況断面に擦り付けていきます。

スライド 100

- ・吾妻二丁目交差点付近から、西側を見たイメージ図となります。
- ・吾妻二丁目交差点と吾妻三丁目交差点の間に東行きの右折車線を設置します。

スライド 102

- ・関連都市計画施設について、ご説明いたします。
- ・東部終末処理場と灘南緑道の2施設について、ご説明いたします。
(市役所会場と東部地域会場で説明)

スライド 103

- ・中播都市計画下水道、姫路市公共下水道の東部終末処理場の変更について、ご説明いたします。
- ・こちらは、仮称白浜北インターチェンジ及び白浜インターチェンジ周辺の地図となっております。
- ・今回変更を行います東部終末処理場は、昭和47年12月27日に緑色の区域で都市計画決定し、昭和58年4月より供用開始しています。
- ・今回の変更は、播磨臨海地域道路の都市計画決定に際し、周辺の土地利用を総合的に勘案した結果、東部終末処理場の機能を確保したうえで、南側の黄色の区域を一部削除するものです。
- ・今回の区域の削除により、東部終末処理場の面積は、約45,100㎡減になり、約170,900㎡となります。以上が、中播都市計画下水道の都市計画変更案です。

スライド 104

- ・中播都市計画緑地、灘南緑道の変更について、ご説明いたします。
- ・こちら、中播都市計画下水道の変更と同じく仮称白浜北インターチェンジ及び白浜インターチェンジ周辺の地図となっております。
- ・今回変更を行います灘南緑道は、昭和58年1月25日に緑色の区域で都市計画決定し、昭和59年3月より供用開始しています。
- ・今回の変更は、播磨臨海地域道路の都市計画決定に際し、本施設が重複することから、計画の整合を図るため東端の黄色の区域を一部削除するものです。
- ・今回の区域の削除により、灘南緑道の面積は、約300㎡減となりますが、面積表記がヘクターのため四捨五入の結果、変更前後が同数となっております。以上が、中播都市計画緑地の都市計画変更案です。

スライド 106

- ・今後の予定について、ご説明いたします。

【都市計画手続】

- ・今回の説明会後も、前回や今回の説明会でいただいたご意見を踏まえ、引続き、都市計画の検討を進めます。
- ・その後、再度、皆様のご意見を伺うために公聴会を開催する予定です。

【環境影響評価手続】

- ・今後、環境影響評価の手続として、準備書の縦覧期間中に準備書の内容に関する説明会を開催する予定です。
- ・これらにつきましては、改めて、広報紙やホームページでご案内させていただきますので、よろしく、お願いいたします。

スライド 107

- ・最後に、参考として都市計画決定後の事業の流れを紹介させていただきます。
- ・都市計画決定後は、費用対効果分析を含む総合的な評価を行ったうえで、事業に着手します。
- ・現在は都市計画手続の段階で、事業スケジュールや事業者が決まっていない状況ではありますが、道路事業は測量・調査、詳細設計、用地買収、工事という流れで、説明会などを通して、皆様のご理解を得ながら進めていくのが一般的となります。